

南那須地区介護支援協会会則（改定案）※下線部の追記

（名称）

第 1 条 この会は南那須地区介護支援協会（以下本会）という。

（目的）

第 2 条 本会は、以下を目的として活動する。

- ① 要介護者・要支援者の立場に立った公正・中立かつ適正な介護サービス計画等を策定する資質向上に寄与する。
- ② 地域の「ケアマネジメントを提供する者」（以後、「ケアマネジャー等」という）同士の情報交換の活性化に寄与する。
- ③ 研修等の企画や会の運営に真摯に取り組むことにより、自身の資質向上を図るとともに、地域のケアマネジャー等の資質向上と介護事業の発展普及に寄与する。
- ④ 休眠しているケアマネジャー等を発掘するとともにその学びの場を提供する。

（会是）

第 3 条 本会が是とする会員共通の価値観を

「学ぶことが全ての基本である」とする。

会運営から学び、研修から学び、人間関係から学ぶ姿勢を持ち続けることで、会の目的達成に寄与していく。

（事業）

第 4 条 本会の事業は次の通りとする。

- (1) 要介護者等の立場に立ったケアプランの調査研究。
- (2) 要介護者等の要望・苦情についての対応方針の調査研究。
- (3) 会員相互の情報交換及び研修事業。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第 5 条 本会の会員は、南那須地区内または近隣地区のケアマネジャー等で、本会の目的、会是に賛同する者とする。

- 2 入会を希望するものは、所定の入会申込書並びに誓約書に記載、署名のうえ、事務局へ提出し、役員会の承認をもって会員となる。
- 3 退会は、退会の旨を会長へ報告し、役員会の承認をもって退会となる。
- 4 会員は総会において議決権を有する。
- 5 年度途中に入会申込があった者については、当該年度は準会員とし、次年度より正式な会員となる。
- 6 準会員は、総会において議決権を有しない。

（役員）

第 6 条 本会は次の役員を置くことを基本にし、状況に応じ兼務することも可能とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 1名

- 2 会長が必要と考える場合には最大 10 名まで役員を増やして置くことができる。
- 3 役員は役員会において議決権を有する。
- 4 監事は役員会において発言権を有するが、議決権は無いものとする。

（役員を選出）

第 7 条 役員は総会において選出する。

(役員職務)

第 8 条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその会務を代行する。
- 3 事務局長は本会の経理・事務を統括する。
- 4 会計は本会の経理を処理する。
- 5 書記は本会の事務を総括する。
- 6 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第 10 条 本会の会議は、次の通りとする。

(ア) 総会 年 2 回とし、5 月・12 月開催とする。また必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(イ) 役員会 本会の円滑な運営を図るために、必要に応じて開催する。

- 2 会議は当該年度の会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 会議は議決権総数の半数以上を有する構成員(会員・役員)の出席を持って成立する。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 次年度役員選出後、次年度会長は次年度役員会を適宜開催する。

(総会)

第 11 条 総会は次の事項を決定する。

- (1) 会則の決定及び改正 (適宜)
- (2) 次年度役員選出 (12 月総会)
- (3) 予算の決定及び前年度決算の承認 (5 月総会)
- (4) 事業計画の決定及び前年度事業報告の承認 (5 月総会)

(役員会)

第 12 条 役員会は次の事項を決定する。

- (1) 会員の入退会に関する承認
- (2) 研修に関する協議、承認
- (3) その他会運営を補足する内容の協議

(経費)

第 13 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

- 2 会費は毎年度予算で決める。
- 3 会費納入責任は会員のみとし、準会員には求めない。

(会計)

第 14 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(その他)

第 15 条 この会則に定めのない事項については、役員会で協議する。

付則

この会則は令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

会則の一部改訂：令和 3 年 12 月 17 日 第 5 条 5 項、6 項、第 13 条 3 項追加